

名古屋都市センター
平成 28 年度 まちづくり活動助成
〈応募の手引き〉



■ 助成の趣旨

名古屋都市センターの「まちづくり活動助成」は、皆さんが生活している身近な地域を、魅力的で住みやすい環境にするためのまちづくり活動に対して助成をしています。

この助成により市民が主体となって発意し、まちづくり活動を行うことで、

- ・地域への愛着が促進される
- ・地域のまちづくりに参画する意識が高まる
- ・地域の活動や交流が活発となり、今後の地域の課題解決につながることを期待されます。

皆さんからの、実践的なまちづくり活動の応募をお待ちしています。

◇まちづくり活動助成とは？

名古屋都市センターが創設した制度で、「まちづくり基金」を活用し、まちづくり団体の活動に要する経費を助成するものです。

この基金は、市民が行う地域に根ざしたまちづくり活動を支援する目的で設置されたもので、市民の皆様や企業などからの寄附で成り立っています。

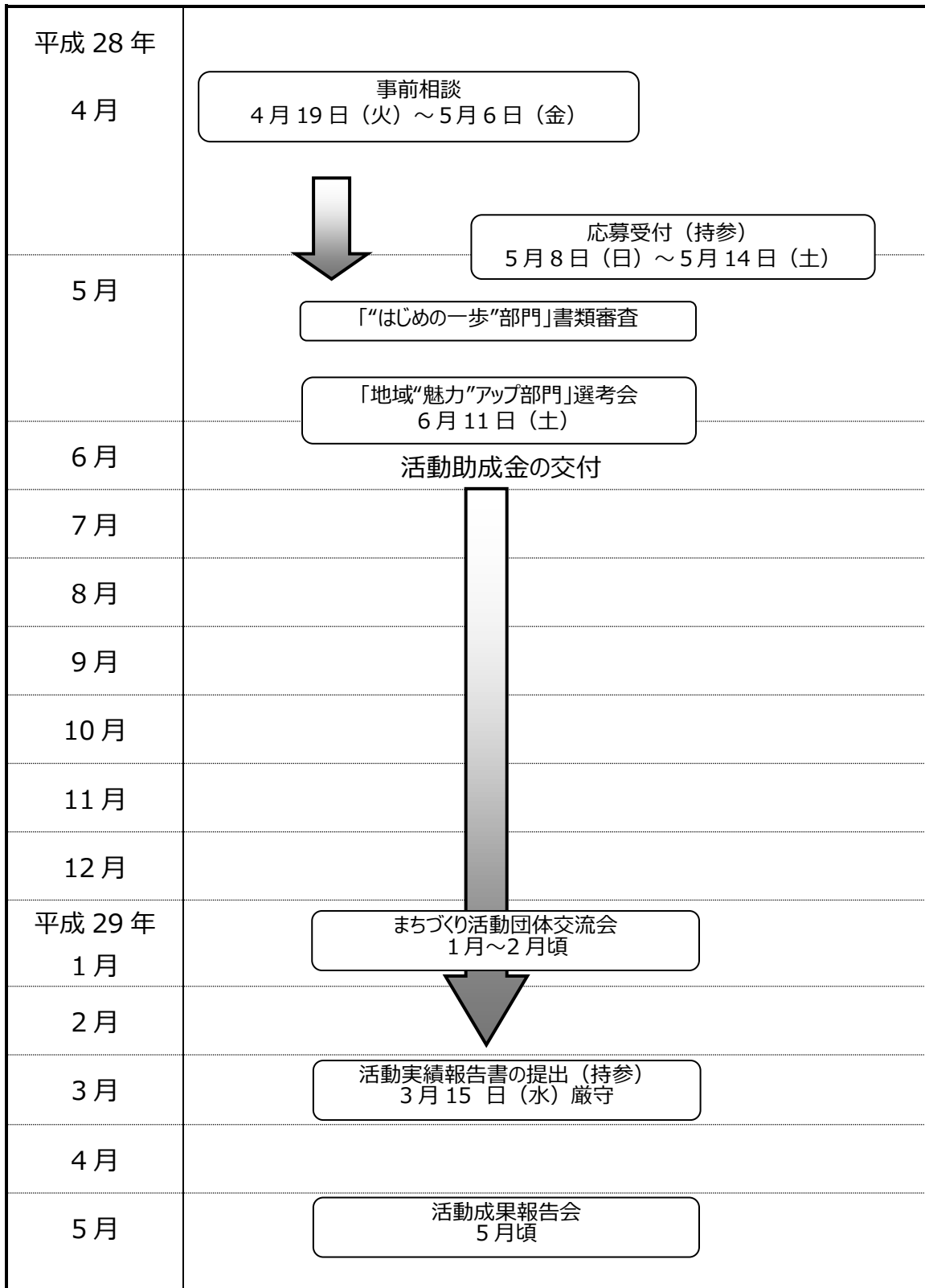
◆地域“魅力”アップ部門

地域のまちづくりを進める団体のまちづくり活動に助成します。

◆“はじめの一步”部門

これから地域のまちづくりを進めようとする団体のまちづくり活動に助成します。

■ 助成のスケジュール



■ 事前相談

- ・応募の手引きの内容や申請書・提案書の書き方について、窓口で、質問や相談を受付けています。必ず事前に電話で予約のうえ、お越しください。
- ※また、電話での問合せは随時受付けておりますので、お気軽にお電話ください。

期 間 平成 28 年 4 月 19 日（火）～ 5 月 6 日（金）
時 間 午前 9 時～午後 5 時（12 時～午後 1 時除く、月曜日休館）
場 所 名古屋都市センター事務室（金山南ビル 13 階）

■ 応募受付

- ・「まちづくり活動助成申請書」（第 1 号様式）「まちづくり活動提案書」（第 2 号様式）に規約または会則等を添付して、下記の期間にご持参ください。（郵送での受付はしていません。）
- ・必ず事前に電話で予約のうえ、お越しください。

- ・「“はじめの一步”部門」に応募しようとする団体で、規約または会則を定めていない場合には、添付いただく必要はありません。
- ・提出の際、応募書類の記載内容についておたずねします。説明できる方がお越しください。
- ・提出された応募書類は、返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。
- ・この他にも必要となる書類のご提出をお願いする場合があります。

◆ 応募受付期間

期 間 平成 28 年 5 月 8 日（日）～ 5 月 14 日（土）
時 間 午前 9 時～午後 5 時（12 時～午後 1 時除く、月曜日休館）
場 所 名古屋都市センター事務室（金山南ビル 13 階）

※様式は、名古屋都市センターのホームページからダウンロードすることができます。

■ 助成の決定

「まちづくり基金運用委員会」が、それぞれの部門毎に選考を行います。詳しくは、各部門の選考方法をご覧ください。

委員会は、その選考結果を理事長に答申し、それを受けて(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センターが助成を決定します。

まちづくり基金運用委員会委員（50 音順）

- 石松 文佳（名古屋工業大学大学院工学研究科准教授）
- 鈴木 和貴（公益社団法人名古屋青年会議所副理事長）
- 田尾 幸子（特定非営利活動法人こども NPO）
- 三矢 勝司（特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長）
- 二村 康成（名古屋市住宅都市局都市計画部長）

※公正を期するため、委員が役員を務める団体から応募があった場合には、当該団体の審査からは外れます。

1. 応募提案

(1) 応募できる提案事例

●地域の住みよい環境づくりにつながる次のようなまちづくり活動

- ・地域の生活環境の向上のための調査を行い、まちのルールをつくる活動
- ・公園や道路等、民間の空地や空き家を地域で利活用するための提案や活動
- ・住民や NPO、企業、行政との協働によるまちづくりの提案や活動
- ・身近な自然や歴史的資産を調査し、保存・活用等を考える活動
- ・子どもや高齢者、障がい者の目線から考える提案、活動
- ・住宅の軒先や道路沿いを緑や花でいっぱいにし、まちを美しくする活動
- ・地域の防災・減災を進めるため調査し、防災マップづくり等の提案をする活動
- ・水辺の環境や歴史を調査し、それを活かす提案や活動
- ・商店街や街道沿いなど、地域のコミュニティの再生を目指すための活動
- ・若者が主体となって考える未来のまちづくりについての提案や活動
- ・上記の活動を活かすための施設等の新設、改修、保全など

※上記の事例にとらわれず、創意工夫のある様々な活動提案を期待しています。
ただし、提案を行う活動地域は名古屋市内に限ります。

平成 28 年度より、「地域“魅力”アップ部門」において、材料費や資料代等の費用（以下、「参加費等」）を徴収する活動も助成対象とします。ただし、以下 2 つの条件をすべて満たすものとします。

- ①参加費等が少額であること。
- ②参加費等の収入の総合計がまちづくり活動助成の助成金額を超えないもの。

(2) 応募できない提案

- ①特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益をうけるもの
- ②営利を目的とする活動
- ③宗教、政治または選挙、公序良俗に反する活動を目的とする活動
- ④対象となる活動について、平成 28 年度中に国、県、市もしくはそれらの外郭団体から助成を受けている、または受ける予定である活動

2. 応募できる団体

| 地域“魅力”アップ部門 | “はじめの一步”部門 |
|---|---|
| 次に掲げるすべての条件に該当する地域のまちづくり活動団体とします。 ①規約等を定めて継続的に活動していること ②市内在住または在勤、在学者 10 人以上で構成されていること ③代表者が 20 歳以上であること ④会費収入など独自の財源をもっていること | 次に掲げるすべての条件に該当する地域のまちづくり活動団体とします。 ①まちづくり活動をしようとする団体 （団体設立後 3 年以内、または自治会等の地域組織で新たなまちづくり活動に取り組む団体） ②市内在住または在勤、在学者 3 人以上で構成されていること ③代表者が 20 歳以上であること |

※行政及び企業、法令遵守に問題の認められた団体は応募できません。

※名称の変更、法人化、団体の合併などによる新規団体については、実質的に同一の団体とみなし、その団体の年数を合算します。

3. 助成内容

(1) 助成の上限等

| | 地域“魅力”アップ部門 | “はじめの一步”部門 |
|------|---|---|
| 助成金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき40万円以内 ※ただし、「<u>提案したまちづくり活動に係る経費</u>」の5分の4(80%)が限度です。 <助成金額を30万円で申請される場合の例> 「提案したまちづくり活動に係る経費」が、助成金と自己資金を合算して、37万5千円以上であることが条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・一律5万円 |
| 助成回数 | <ul style="list-style-type: none"> ・1団体3回まで。(連続、不連続に関わらず) | <ul style="list-style-type: none"> ・1団体1回限り。 |

(2) 助成対象経費一覧

提案された活動の助成対象経費は、以下の例示のような費目になります。

| 費目 | 対象となる経費の例示 | 対象とならない経費の例示 |
|------------|--|--|
| 謝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演、勉強会などの講師への出演料 ・現地調査など作業を行った際の謝礼 ・チラシ等デザインを行った際の謝礼 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成メンバーへの謝金 |
| 消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材、用紙、文具、プリンタインク、CD-R、物品などの購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体の資産となり得る耐久消費財の購入費 ・1品1万円以上の購入費 |
| 資料費 | <ul style="list-style-type: none"> ・参考図書、写真など資料の購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体の資産となり得る資料の購入費 ・1品1万円以上の購入費 |
| 賃借費 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演、勉強会などの会場費 ・機材等のレンタル費 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体メンバーへの賃借費の支払い |
| 印刷費 広告費 | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、パンフレット等の印刷費 ・コピー費 ・広告掲載費 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体会報等の印刷費 |
| 交通費 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや調査活動に伴う交通費 ・荷物搬入出のための高速道路料金や駐車場代 | <ul style="list-style-type: none"> ・定例会、打合せなど通常活動時の交通費 ・ガソリン代 |
| 通信費 | <ul style="list-style-type: none"> ・切手、はがき、宅配便代等 ・サーバー管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動に使用したか区別が出来ない通信費 |
| その他 経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等に伴う保険料 ・施設等の新設、改修、保全に係る工事費 ※詳細設計費、工事監理費、材料費及び工事費 ※工事費は見積書の添付が必要です | <ul style="list-style-type: none"> ・会合などの飲食費 ・団体の維持及びそれと区別できない経費 ※団体事務所の家賃、水道光熱費、電話料金、団体会員への人件費など |

(3) 留意事項

- ・助成対象となる経費について分からないことがありましたら、事前にお問合せください。
- ・領収書等の証拠書類が無ければ、助成対象経費とすることは出来ません。
- ・施設等の新設、改修、保全など工事を伴う活動の場合の要件
 - ①原則として完成後、団体で5年間、継続的に維持管理していただきます。工事を行った団体に限らず、近隣住民や町内会などの地域住民で維持管理をすることも可能です。
 - ②助成決定後に地権者と敷地や建物の貸借契約などを締結し、別途指定する書類や写真の提出が必要となります。

4. 選考方法（選考の基準は、「5. 選考にあたって重視する点」をご覧ください。）

| 地域“魅力”アップ部門 | “はじめの一步”部門 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基金運用委員会が公開選考会において、提案発表後に審査・選考を行い、その結果を受けて決定します。 ・公開選考会には必ず出席し、申請書類に基づき、まちづくり活動の提案発表をしていただきます。パソコン等の利用もできます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基金運用委員会が書類選考を行い、その結果を受けて決定します。 ・書類選考の結果は公開選考会の日に発表しますので、ご参加ください。 |

◆公開選考会

開催日 平成28年6月11日（土）午前10時より（予定）

※応募団体数により、開催時間が変更になる可能性があります。

場 所 名古屋都市センター11階 ホール

- ・助成額の総額は、200万円を限度とします。事前に「“はじめの一步”部門」を選考し、採用団体×5万円を引いた残額を「地域“魅力”アップ部門」の限度額とします。
- ・採用団体数によっては、予算の都合上申請額を下回る場合があります。

5. 選考にあたって重視する点

選考は、皆さんが生活している身近な地域を、魅力的で住みやすい環境にするためのまちづくり活動という点を前提とし、以下の視点に沿って行います。

| ＜提案内容の妥当性＞ | |
|-------------------------------|--|
| ①必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざしたまちづくり活動内容か ・自分たちの住んでいる地域を住みよい環境にする活動か ・地域との連携や協力が得られる活動か ・活動メンバーのみの趣味や仲間づくりではなく、多くの人に理解や共感が得られる活動か ・工事を伴う活動の場合、公益性、公共性のあるものか |
| ②独創性 | <ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫にあふれた活動か ・地域性を活かした個性豊かな活動か ・新しい視点やアイデアがあるか |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が具体的になっているか ・自己資金を含め、活動内容や資金計画などは妥当か ・場所や人員、規模などは妥当か |
| ④発展性 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の活動の発展にむけての視点や計画があるか ・活動実施後に、地域のまちづくり活動にどのような波及効果を及ぼせるか ・工事を伴う活動の場合、成果物はまちづくりにどのように活かされるか |
| ＜提案団体の能力＞ ※「“はじめの一步”部門」は除きます。 | |
| ⑤活動実績と主体性 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容につながる地域での活動実績を有しているか ・具体的にどんな熱意を注いでいるか ・工事を伴う活動の場合、自ら主体となって工事を行い、継続的に維持管理する能力があるか |

6. 助成金の交付

- ・助成対象となるまちづくり活動の期間は、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間とします。
- ・助成決定後、「まちづくり活動助成金請求書」をご提出いただき、指定口座（名義が団体名称の入った口座）に入金させていただきます。口座をお持ちでない団体は、開設してください。

7. 選考決定後の主な条件：提案の公表、活動成果の報告等

▼活動状況の視察

名古屋都市センター職員が活動状況を視察します。

▼成果物等への表示

印刷物、成果物、団体のウェブサイト等に「平成 28 年度名古屋都市センターまちづくり活動助成」を受けた旨の表示をしてください。

▼まちづくり活動助成活動実績報告書の提出

【提出期限 平成 29 年 3 月 15 日（水）厳守】

助成対象活動終了後「まちづくり活動助成活動実績報告書」をご提出いただき、その内容を審査し、助成額を精算します。報告書には助成に係る活動費用の内訳を記載する欄があり、領収書等の証拠書類を添付していただきます。

▼活動団体交流会・活動成果報告会への出席

「“はじめの一步”部門」「地域“魅力”アップ部門」助成団体は、下記の交流会・活動報告会への出席が必要となります。

【活動団体交流会 平成 29 年 1 月～2 月頃（予定）】

助成を受けた団体同士や、他の活動団体との情報交換や、交流を深める場を設けます。

【活動成果報告会 平成 29 年 5 月頃（予定）】

次年度に、公開の場で必ず活動成果の報告を行っていただきます。

▼提案活動については、名古屋都市センターウェブサイトや機関誌等で情報公開します。

▼同じ提案の内容で他の助成金とは重複して助成はできません。他の助成金を受ける場合はお申し出ください。

8. 助成対象活動の支援

▼名古屋都市センターウェブサイト「まちづくりに関係している団体」への情報掲載

まちづくり活動の促進やまちづくり活動団体同士の交流を目的として、まちづくり活動団体の情報を掲載しています。

登録の特典：メールマガジン「まち活サポートネット」へ、イベントや活動参加者募集などの情報掲載
センター主催事業の案内 など

※登録についての詳細は、センターウェブサイトをご覧ください。

9. 助成の取り消し

次の場合には、助成決定の一部または全部を取り消し、助成金を返還していただきます。

- ① 提出された申請書などの内容が虚偽であったとき
- ② 助成団体が法令などに違反する行為を行ったとき
- ③ 応募できる団体に該当しないと分かったとき
- ④ 助成の対象となる活動を実施しないとき、または実施する見込みのないとき
- ⑤ 領収書等の証拠書類の不備や、助成金が提案したまちづくり活動の助成対象事業費の8割を超えて(地域“魅力”アップ部門のみ)いたとき(活動費には、次年度繰越金を含みません。)

10. 応募受付・お問合せ先

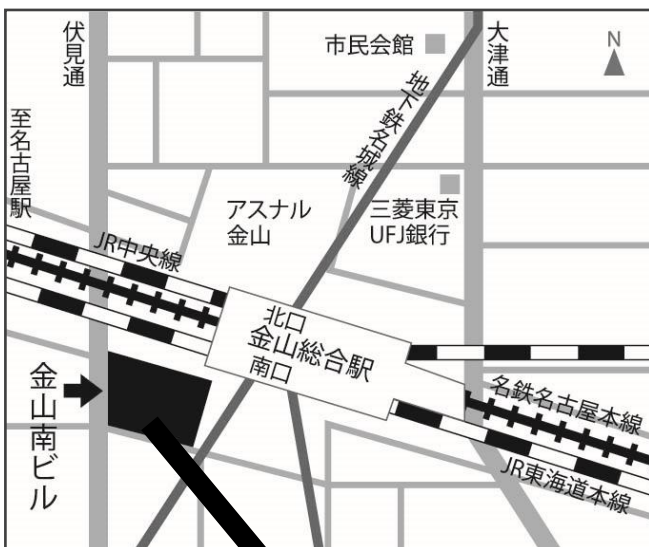
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 調査課 まちづくり支援担当

〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル13階

TEL : 052-678-2214 FAX : 052-678-2211 E-mail : shien@nui.or.jp

ホームページ : <http://www.nui.or.jp> 午前9時～午後5時(月曜日休館)



金山総合駅南口を出て
すぐです！

